

あんじョイプラン10

第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画

令和6～8年度

健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち



計画策定にあたって

「あんジョイプラン10」は、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に作成したものです。

- 介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間））：介護保険サービスの種類ごとの見込量等について定めるなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。
- 高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間））：地域におけるすべての高齢者の福祉全般にわたる施策を含む計画です。

基本理念

健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち

市民が自助努力
していく観点から

生きがい

市民・地域が共助する
社会の構築に向け

ふれあい

行政が公助のシステムを
責任を持って構築する

安心

これらの3つをキーワードとし、プライバシーや個人の尊厳が保たれ、健康で生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

計画の体系

基本目標	施策
1 健康と生きがいづくり、 介護予防の推進	★1-1 介護予防と生活支援の充実
	1-2 健康づくりの推進
	1-3 生きがいづくりの支援
2 地域でふれあい、安心して 生活できるまちづくりの推進	2-1 住民主体の地域福祉活動の支援
	★2-2 在宅生活の支援
	2-3 認知症施策の推進
	★2-4 介護者に対する支援
	2-5 医療と介護連携の推進
	2-6 権利擁護等
3 介護保険サービスの質の向上 と制度の円滑な運用	★3-1 介護人材の確保・離職防止
	★3-2 的確で質の高いサービスの提供
	3-3 介護保険事業の円滑な運営
	3-4 保険者機能の強化

重点施策

★1-1 介護予防と生活支援の充実

介護予防とは、高齢者が要介護状態になることをできるだけ遅らせるか、防ぐために行う取り組みです。本市では、要介護者の認定者数は徐々に増えてきており、今後、さらなる高齢化が進む中で、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、高齢者が、健康づくりや生きがいづくりを通じて、自分らしく暮らしながら健康で元気に過ごすことができるよう、生活支援の体制を充実していく必要があります。

★2-2 在宅生活の支援

★2-4 介護者に対する支援

自宅で介護を受ける場合は、家族の協力が必要不可欠です。本市では、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、在宅生活の支援の充実を図ります。そして、家族介護者の負担を軽減するための支援を行い、介護の分野だけでは対応が困難な複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制を整備します。

★3-1 介護人材の確保・離職防止

★3-2 的確で質の高いサービスの提供

本市では、県や介護サービス事業者等と連携し、多様な介護人材の確保・離職防止に取り組みます。そして、介護給付適正化事業に取り組み、介護事業者に対して適切に指導・監督を行います。また、介護現場の負担軽減、サービスの質の向上・生産性の向上を目的として、生成AIやデジタル技術、介護ロボットの活用を図ります。

基本目標と施策の方向

1 健康と生きがいづくり、介護予防の推進

1-1 介護予防と生活支援の充実

- 多様な介護予防・生活支援サービスを推進します。
- 介護予防への関心を高め、参加や取り組みを促進します。
- 社会参加を通じて高齢者の生きがいを高めます。

1-2 健康づくりの推進

- 高齢者一人ひとりの意識を高め、健康づくりを実践します。
- 若い時期からのフレイル予防を推進します。

1-3 生きがいづくりの支援

- 教養の向上や趣味・スポーツ等に取り組み、健康や生きがいにつなげます。

2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

2-1 住民主体の地域福祉活動の支援

- 地域におけるつながりを深め、安心して暮らせるよう、地域福祉活動を支援します。

2-2 在宅生活の支援

- 介護保険サービス等では対応が困難なニーズに対応し、高齢者が地域で自立した生活を送れるように支援します。
- 高齢者に適した住宅等の整備を促進します。
- 防災・減災対策を充実します。
- 高齢者を狙った犯罪被害、交通事故を防止します。

2-3 認知症施策の推進

- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくります。

2-4 介護者に対する支援

- 介護者の負担を軽減します。
- 複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制を強化します。

2-5 医療と介護連携の推進

○在宅医療・介護を切れ目なく提供できる体制を強化します。

2-6 権利擁護等

○権利擁護の観点から支援が必要な高齢者を適切に支援します。

3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

3-1 介護人材の確保・離職防止

○介護人材を確保し、専門性の向上を目指します。

○介護現場の業務効率化と職場環境の改善を支援します。

3-2 的確で質の高いサービスの提供

○不正、不適切なサービス事例を改善し、的確なサービス提供を実現します。

○介護サービスが必要な人への適切な利用を促進します。

○ケアマネジメントの質を高めます。

3-3 介護保険事業の円滑な運営

○事業者への情報提供などにより介護保険事業の円滑な運営を実現します。

○会議等を設置し、計画の進捗状況や介護保険事業の運営状況を協議します。

3-4 保険者機能の強化

○各種データ実績等を用いて取り組みの成果を確認し、計画の進行状況を評価して、今後の事業等に生かします。

○市の方針等を各事業者に伝え、介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用を図ります。



保険料の見込み

【被保険者数の推計】

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
総人口	188,237	187,808	187,327	176,014
第 1 号被保険者数 [A]	41,671	41,932	42,309	52,772
65～74 歳	18,461	17,912	17,752	26,691
75 歳以上	23,210	24,020	24,557	26,081
第 2 号被保険者数	66,356	66,679	66,818	56,978

【認定者数の推計】

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
認定者数 (第1号被保険者) [B]	6,048	6,169	6,322	8,025
認定率 ([A]÷[B])	14.5%	14.7%	14.9%	15.2%

【標準給付費、地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
標準給付費見込額	10,395,769	10,725,822	11,001,113	32,122,704
総給付費	9,974,429	10,294,317	10,558,170	30,826,916
特定入所者介護サービス費等給付額	152,677	155,945	159,709	468,331
高額介護サービス費等給付額	223,943	228,804	234,342	687,090
高額医療合算介護サービス費等給付額	38,600	40,500	42,500	121,600
算定対象審査支払手数料	6,120	6,256	6,392	18,768
地域支援事業費	642,182	655,401	665,136	1,962,719

【保険料の算定】

第 9 期の第 1 号被保険者の保険料基準額は、以下の計算により算出しました。

保険料収納必要額 8,297,912 千円

÷

予定保険料収納率 99.0%

÷

第 1 号被保険者数 134,306 人
(所得段階別加入割合補正後)

÷

12 か月

・||

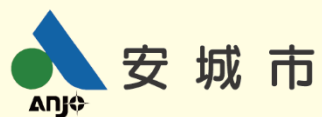
第 9 期保険料基準額 (月額) 5,200 円

第9期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の16段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階別の保険料率の設定（第9期）

所得段階及び対象者		基準額に対する割合	保険料額：年額
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下	0.37 (0.20) ※ 23,088円 (12,480円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円を超え120万円以下	0.55 (0.35) ※ 34,320円 (21,840円)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が120万円を超える	0.605 (0.60) ※ 37,752円 (37,440円)
第4段階	市民税が課税されて いる世帯員がいるが 本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円以下	0.80 49,920円
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円を超える	1.00 62,400円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.15 71,760円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	1.30 81,120円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	1.50 93,600円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	1.70 106,080円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	1.90 118,560円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	2.10 131,040円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	2.30 143,520円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上 820万円未満	2.40 149,760円
第14段階		前年の合計所得金額が820万円以上 920万円未満	2.50 156,000円
第15段階		前年の合計所得金額が920万円以上 1,020万円未満	2.60 162,240円
第16段階	前年の合計所得金額が1,020万円以上	2.70 168,480円	

※第1段階～第3段階については、カッコ内に公費軽減後の割合と保険料額を記載しています。



QRコードから、計画書の本編を閲覧できます。

あんじョイプラン10

第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画

編集・発行：安城市 福祉部 高齢福祉課
〒446-8501 安城市桜町18番23号
TEL 0566-71-2299 FAX 0566-74-6789